

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年7月10日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	敦賀市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/soumu_bu/soumu_ka/mynumber-dokujijimu.html

執行機関名 敦賀市長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	2人以上子どもを持つ世帯に対する第2子以降の子どもの就学前までの保育等に係る費用の徴収の免除に関する事務であって規則で定めるもの(3～5歳児に該当する第3子の保育所入所に係る副食費免除事業)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		敦賀市個人番号の利用に関する条例(平成27年敦賀市条例第30号)別表 第5の項 2人以上子どもを持つ世帯に対する第2子以降の子どもの就学前までの保育等に係る費用の徴収の免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第1条	敦賀市保育所における副食の提供及び副食費の徴収に関する要綱(令和元年8月20日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例(昭和43年敦賀市条例第24号)第2条に規定する保育所(以下「公立保育所」という。)及び市内の私立保育園並びに私立認定こども園(以下「私立保育所等」という。)に入所する3歳以上の児童(保育を実施する年度の初日における年齢が3歳以上の者をいい、以下「対象児童」という。)に対する主食以外のもの(以下「副食」という。)の提供及び費用の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・敦賀市保育所における副食の提供及び副食費の徴収に関する要綱(令和元年8月20日制定) ・敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年敦賀市条例第27号)